

持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書

医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、住民の医療に対するニーズの多様化など著しく変化しており、これに対応した良質で住民が安心して暮らせる医療提供の確保を図ることが求められている。このためには、財政基盤も含めた持続可能な地域医療提供体制を構築していく必要があり、地域全体の医療の将来像について、国、地方、医療関係者等が一体となって丁寧に議論を行うことが何より重要である。

とりわけ、公立・公的医療機関は、それぞれの地域における基幹的な医療機関としての使命と役割を担っており、半島・山間部を始め民間医療機関の立地が困難な過疎地等の条件不利地域においては、住民が住み慣れた地域に安心して暮らし続けるために不可欠な存在となっている。また、これら医療機関の果たす役割は地域によって異なることから、再編・統合については地域医療の実態を踏まえて取り組む必要がある。

今後は、新たに設置された国と地方の協議の場を通じて、国と地方が共通の認識を持って地域医療確保に向けた取り組みを進めることが肝要である。

よって、国におかれては、持続可能な地域医療提供体制を構築するため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 地域医療構想の実現に当たっては、公立・公的医療機関のみならず民間医療機関も含めた地域全体の医療の将来像について、関係者間で丁寧に議論を行うこと。
- 2 公立・公的医療機関の再編・統合は、関係者間の合意を得るための十分な時間を確保する必要がある、結論を得る時期は地域の実情を踏まえて柔軟に対応すること。
- 3 地域医療構想の実現に向けては、公立・公的医療機関、民間医療機関の別なく国費による財政支援を実施するなど、地域医療の最後の砦である地域医療機関が今後もその役割を十分に果たせるよう、財政措置を含む支援策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月23日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

議会議案第2号

精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を
求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組むよう定めている。

障害者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、通勤等を含めた日常生活における移動手段として公共交通機関の果たす役割は大きく、交通事業者の多くは障害者に対する運賃割引制度を設け、経済的負担の軽減を図っている。

しかしながら、国の障害者支援施策においては、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の一元化が基本的な方針とされているにもかかわらず、この制度を精神障害者に適用していない交通事業者も多い状況となっている。国の働きかけもあり、昨年10月に一部の航空運送事業者が航空旅客運賃の割引対象を精神障害者にも拡大するなど、一定の成果は見られるものの、依然として半数以上の交通事業者が未実施であり、障害種別によって取扱いに差が生じている。

よって、国におかれては、JRを始めとする交通事業者に対し、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用について、より一層の働きかけを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第3号

「あおり運転」の厳罰化と更なる対策強化を
求める意見書

平成29年6月、神奈川県内の東名高速道路において、いわゆるあおり運転等の悪質で危険な行為を原因として夫婦が死亡する悲惨な交通事故が発生したほか、本年8月にも茨城県内の常磐自動車道で、あおり運転を受け本線上に強制的に停車させられた男性が殴打される傷害事件が発生した。全国でこのような事故や事件が相次ぐ中、極めて悪質・危険なあおり運転に対して厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月の通達で悪質・危険なあおり運転に対しては、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等あらゆる法令を駆使して厳正に捜査を行うとともに、悪質・危険な運転を未然に防止するため、積極的な交通指導取締りを推進するよう指示している。しかしながら、あおり運転については法令上の定義がなく、法による抑止効果が十分ではないと指摘されているところである。

あおり運転は、死亡事故等重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為であることから、実態に即した実効的な取締りができるよう新たな違反類型の創設や既存の罰則等の引上げなど厳罰化のための道路交通法等の改正を行うとともに、更新時講習などにおける教育や広報啓発活動の更なる推進が求められる。

よって、国におかれては、安全・安心な交通環境を構築するため、あおり運転に対する厳罰化と更なる対策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第4号

スマート農業の導入支援・普及に向けた取り組みの
推進を求める意見書

農業は私たちの生存に不可欠な食料を供給する重要な産業であるにもかかわらず、近年、担い手の高齢化や後継者不足により農業従事者の減少が見込まれるほか、熟練農業者の経験と勘に基づく農業生産技術の喪失が懸念されるなど危機にさらされている。こうした状況を打開するため、収益性の高い農業経営を実現し、農業を活力ある産業へと成長させていくことが重要である。

このため、国は、ロボット技術やICT、AI等の先端技術を活用した超省力・高品質生産を可能とするスマート農業の実現に向けた研究開発・実証の取り組みを行っている。作業の自動化等によるこれまでにない大規模経営の実現や、熟練の技をデータ化した学習システムの開発による次世代への技術の継承は、意欲ある新規就農者等の確保や、高品質で信頼される農産物の安定生産等が期待され、農業競争力強化のための強力なツールとなる。

こうした新たな技術は開発だけに終わるのではなく、実用化が何より重要であり、導入に向けた支援や、先進技術が導入できる環境づくりのため「農業新技術の現場実装推進プログラム」に基づき、農業従事者や企業、研究機関、行政などの関係者が、共通認識を持って連携しながら開発から普及に至る取り組みを効果的に進めることが求められている。

よって、国におかれては、スマート農業の導入支援・普及に向けた取り組みを強力に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

台湾のTPP参加を積極的に支援するよう
求める意見書

台湾はTPPへの加盟を目指し、法制度の見直し、国内外のネットワーク構築など積極的な取り組みを行っている。

日本と台湾の人的往来は双方合わせて年間600万人を超え、様々な交流が行われているほか、東日本大震災では台湾から200億円を超える義援金が寄せられるなど台湾は我が国にとって深い信頼と友情で結ばれた重要なパートナーである。

とりわけ本県は、1920年代に台南市で烏山頭ダムを建設し、現地で「ダムの父」と慕われる八田與一技師の出身地であり、台湾とは特別な絆で結ばれている。このような縁に基づき本県議会は平成18年に台南市議会（当時は台南県議会）との間で友好交流協定を締結し、定期的に相互訪問を行っているほか、県内の高校においても修学旅行での交流、企業進出による経済交流など多岐にわたり行っている。こうした交流を支える小松—台北便は、就航から11年が経過し、昨年度も85%を超える高い搭乗率を維持し、小松空港の国際線利用者の半数を超える大変重要な路線となっている。こうした背景を踏まえ、台湾との貿易や投資の一層の自由化を推進することは、本県はもとより、我が国の経済発展にとって大変有意義である。

一方、台湾は平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原発事故に関連して、日本産食品に対して輸入規制措置を行っており、TPP参加は不当な輸入規制の撤廃が前提となる。

よって、国におかれては、あらゆる手立てを講じて風評を払拭し、日本産食品の輸入規制撤廃のための交渉を進め、台湾が強い関心を表明するTPP参加を積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

あて